

## 人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。

2. インターネットを利用した人権侵害が急増していることにかんがみ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を踏まえ、権利侵害の申立てがあった場合のプロバイダがとるべき行動基準についてのガイドラインが作成されているが、人権侵害情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について、より一層の実効性のある制度を確立すること。

また、制度確立までの間は、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。

3. すべての人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。

また、国の委託啓発事業について、委託対象の緩和など、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。

4. 性同一性障害者が可能な限り普通の日常生活と社会活動を営むことができるよう、診断が確定した者の性別表記の変更のあり方や治療に対する健康保険適用範囲の拡大等について検討すること。また、運転免許証と同様に無用な性別表記は行わないよう検討すること。

さらに、性同一性障害について、国民が正しい理解を深めることができるように積極的に広報に努めること。

5. 児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助対象を拡大するなど、配偶者暴力相談支援センター設置等に取り組む市町村への財政措置を講じること。
6. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。
7. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。